

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム吉井川荘

重要事項説明書

目次

1. 事業者	1
2. ご利用施設	1
3. 施設の概要	2
4. 職員体制	3
5. 当該施設が提供するサービスと利用料金	4～7
6. 苦情の受付について	8
7. 協力病院について	8～9
8. 非常災害時について	9
9. 当施設ご利用の際に留意いただく事項について	9～10
10. 虐待防止の対応について	10
11. 身体拘束廃止について	10
12. 事故発生時の対応について	10
13. 介護サービス情報の公表制度について	11

利用者に対する施設サービス提供開始にあたり、厚生省令第39号第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	柵原吉井特別養護老人ホーム組合
事業者所在地	久米郡美咲町吉ヶ原838番地
種別	一部事務組合
代表者氏名	管理者 美咲町長 青野 高陽
電話番号	0868-62-1277

2 ご利用施設

施設の名 称	特別養護老人ホーム吉井川荘
施設の所在地	久米郡美咲町吉ヶ原838番地
施設長名	荘長 畑口 聡明
電話番号	0868-62-1277
ファックス番号	0868-62-2260

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		岡山県知事の事業者指定		利用定員
		指定年月日	介護保険事業所番号	
施設	指定介護老人福祉施設	令和2年4月1日	3373800121	50人
	指定(介護予防)短期入所生活介護	令和2年4月1日	3373800121	6人

4 事業の目的

特別養護老人ホーム吉井川荘は、介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に日常生活を営むために必要な居室、及び共用施設等を利用いただき、施設介護サービスを提供します。

吉井川荘は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居室においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

5 施設運営の方針

利用者の方には、「食べる」「眠る」「笑う」をモットーに日常生活をその人らしく営めるよう支援をする。

職員は「みんな仲良く」「健やかに」「責任を持つ」を念頭において、荘内における職員研修・各委員会への積極的な参加と、常に問題意識を持って利用者に関わることで

より良いサービスの提供に努めるよう自己研鑽を行い、生活の場としての吉井川荘のあるべき姿を求めていく。

地域との関わりについては、地域交流ホールの活用をはじめ、地域・施設の行事への参加を行うことで頼られる施設作りを目指す。

6 施設の概要

指定介護老人福祉施設・指定（介護予防）短期入所生活介護

敷地	8, 469. 28 m ²	
建物	構造	鉄筋コンクリート造一部2階建
	延べ床面積	3, 602. 22 m ²
	利用定員	56名

(1) 居室

居室の種類	室数	面積	1人当たり面積
1人部屋	22室	363. 00 m ²	16. 50 m ²
2人部屋	14室	367. 50 m ²	13. 125 m ²
短期1人部屋	6室	99. 00 m ²	16. 50 m ²

(2) 主な設備（指定介護老人福祉施設・指定（介護予防）短期入所生活介護）

設備の種類	数	面積
食堂・談話室	3室	416. 55 m ²
サンルーム	1室	54. 50 m ²
理髪室	1室	14. 26 m ²
静養室	1室	22. 00 m ²
地域交流ホール	1室	232. 50 m ²
機能訓練室	1室	142. 50 m ²
一般浴室	1室	30. 25 m ²
特別浴室	1室	33. 00 m ²
医務室	1室	22. 00 m ²

7 職員体制 指定介護老人福祉施設・指定（介護予防）短期入所生活介護

職 種	員 数	業 務 内 容
管 理 者	1 名	施設業務の総括及び職員の指揮監督等
医 師	1 名 以 上	利用者の診察、健康管理及び医学的相談等
介 護 支 援 専 門 員	1 名	利用者に対して、適切な介護サービス計画の作成及び支援
生 活 相 談 員	1 名	利用者及び家族の生活相談及び介護保険請求事務
栄 養 士	1 名	献立作成、栄養量計算及び評価、栄養記録等
機 能 訓 練 指 導 員	1 名 以 上	利用者の機能回復訓練等
事 務 職 員	1 名 以 上	庶務、会計事務等
看 護 職 員	2 名 以 上	医師の診察医療補助及び利用者の看護及び相談
介 護 職 員	1 9 名 以 上	利用者の心身の状況等を把握し適切な介護を行う

※調理は業務委託

7 職員の勤務体制

施 設 長	・正規の勤務時間帯（8：30～17：15）通常勤務
事 務 職 員	・正規の勤務時間帯（8：30～17：15）通常勤務
介 護 支 援 専 門 員	・正規の勤務時間帯（8：30～17：15）通常勤務
生 活 相 談 員	・正規の勤務時間帯（8：30～17：15）通常勤務
介 護 職 員	<ul style="list-style-type: none"> ・早番（6：30～15：15、7：15～16：00、7：45～16：30） ・遅番（10：00～18：45、10：45～19：30） ・夜勤（16：00～9：30） ・昼間（8：30～19：15） <p>原則として職員1名あたり利用者6～7名のお世話をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間（16：00～8：00） <p>原則として職員1人あたり28名のお世話をします。</p>
看 護 職 員	<ul style="list-style-type: none"> ・早番（7：30～16：15） ・日勤（8：30～17：15） ・遅番（10：00～18：45） <p>・夜間については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。</p>
機 能 訓 練 指 導	・機能訓練指導員及びマッサージ師による、週1回
医 師	・嘱託医師1名による、2週間に1回 利用者の方の健康管理、療養指導をします。
栄 養 士	・正規の勤務時間帯（8：30～17：15）通常勤務
宿 直 員	・夜間（17：15～8：30）

8 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

①食 事

- ・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。

食事時間 朝食（ 7：45～ 9：15）
昼食（12：00～13：30）
夕食（18：00～19：30）

②入 浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽又はシャワー浴槽を使用して入浴することができます。

③排 泄

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員及びマッサージ師（所有資格：はり、灸、あんま、マッサージ）による入所者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

【主な設置機器】 平行棒、肩関節回転機、昇降階段他

⑤健康管理

- ・嘱託医師（1名以上）により、2週間に1回診察日を設けて、健康管理に努めます。
- ・利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医師又は協力病院に連絡する等、責任を持って引き継ぎます。
- ・利用者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについて、できるだけ配慮します。
- ・医師が医学的知見に基づき、終末期にあると判断した入所者について、医師が入所者もしくはご家族に説明し、同意を得た上で計画を決定し、医師・看護職員・介護職員等が共同して、看取りに関する指針に従って看取り介護を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑦相談及び援助社会生活上の便宜

- ・当施設は、利用者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

【相談窓口】 生活相談員

- ・当施設では生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。
- ・行政機関に対する手続きが必要な場合には、利用者及びご家族の状況によって、代わりに行います。

- ・介護記録等サービス情報について家族等の請求があれば、開示いたします。

(2) 介護保険の給付対象サービスとならないサービス

①特別な食事

- ・ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

②貴重品の管理

- ・ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。
詳細は、以下の通りです。

管理する金銭の形態	：中国労働金庫津山支店又は郵便局の預金通帳に預け入れ ているものを施設で管理します。
お預かりするもの	：上記預金通帳と通帳印
管理場所	：通帳は、事務所金庫。印鑑は、事務所小金庫
保管管理者	：施設長が、責任を持って管理します。
出納方法	：利用者預かり金管理規定によります。

③日常生活用品の購入代行

- ・利用者及び身元引受人および代理人が自ら購入が困難である場合は、購入代行サービスをご利用いただけます。ご利用いただく場合は、ご遠慮なくその都度お申し込みください。

- ④理容：理容師及び美容師に出張して頂き、有料にて行っております。

9 利用料の額（令和6年8月1日～）

(1) 食費・居住費（日額）

利用者 負担段階	1段階	2段階	3段階①	3段階②	4段階
個室	380円	480円	880円	880円	1,231円
多床室	0円	430円	430円	430円	915円
食費	300円	390円	650円	1,360円	1,680円

※1 食費・居住費については、介護保険負担限度額認定書の交付を受けた方にとっては、当該認定書に記載されている負担限度額（上記表に掲げる額）となります。

※2 居住費については、入院又は外泊中でも料金をいただきます。ただし、入院又は外泊中のベッドを利用者の同意を得た上で、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護に利用する場合は、利用者から居住費はいただきません。

(2) 施設利用料（日額）

区分・要介護度		単位数	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
従来型 個室・多床室	要介護1	589	589円	1,178円	1,767円
	要介護2	659	659円	1,318円	1,977円
	要介護3	732	732円	1,464円	2,196円
	要介護4	802	802円	1,604円	2,406円
	要介護5	871	871円	1,742円	2,613円

(3) 各種利用料金

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。また、上記基本施設サービス費のほかに、下記加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

加算名	単位数	自己負担額		
		1割	2割	3割
① 日常生活継続支援加算	36	36円	72円	108円
② 夜勤職員配置加算（Ⅲ）	28	28円	56円	84円
③ 外泊時費用加算	246	246円	492円	738円
④ 初期加算	30	30円	60円	90円
⑤ 安全対策体制加算(初日のみ)	20	20円	40円	60円
⑥ 栄養マネジメント強化加算	11	11円	22円	33円
⑦ 療養食加算	1食6単位	6円	12円	18円
⑧ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3	3円	6円	9円
⑨ 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40	40円	80円	120円
⑩ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6	6円	12円	18円
⑪ 看護体制加算（Ⅰ）	6	6円	12円	18円
⑫ 看護体制加算（Ⅱ）	13	13円	26円	39円
⑬ 看取り介護加算（Ⅰ）				
・死亡日以前31日以上45日以下	72	72円	144円	216円
・死亡日以前4日以上30日以下	144	144円	288円	432円
・死亡日前日及び前々日	680	680円	1,360円	2,040円
・死亡日	1,280	1,280円	2,560円	3,840円
⑭ 介護職員等处遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス費の1カ月の合計額に13.6%に相当する金額			

①日常生活継続支援加算

- ・認知症高齢者等が一定割合以上入所して且つ介護福祉士資格を有する職員を一定の割合配置

②夜勤職員配置加算

- ・夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置

③外泊時費用 ※1月につき6日を限度に算定

④初期加算

- ・入所に伴い様々な支援が必要なことから入所後30日に限り加算

⑤安全管理体制加算

- ・外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内の安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。

⑥栄養マネジメント強化加算

- ・管理栄養士を配置し、栄養ケア計画を作成、実施及び評価を行った場合

⑦療養食加算

- ・医師の指示に基づく腎臓病食や糖尿病食等の療養食の提供が行われた場合に加算

⑧認知症専門ケア加算

- ・認知症ケアに関する専門研修を修了した者が介護サービスを実施した場合

⑨科学的介護推進体制加算

- ・さまざまなケアにより記録している利用者の状態像に関する情報について、厚生労働省が指定するデータベースに情報提供をし、得られるフィードバックをもとに、PDCAによりケアの質を高めていく取組を行った場合

⑩サービス提供体制強化加算

- ・介護福祉士の資格者等経験豊富な職員を一定の割合配置

※サービス提供体制強化加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）又は日常生活継続支援加算のいずれかのみ算定可

⑪⑫看護体制加算

- ・看護体制加算（Ⅰ） 常勤の看護師の配置
- ・看護体制加算（Ⅱ） 基準を上回る看護職員の配置

⑬看取り介護加算

- ・医師が終末期であると判断した入所者について、看取り介護を行った場合

⑭介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）

- ・介護職員等のキャリアアップの仕組みをつくったり、職場環境の改善を行ったりした施設に対して算定される

10 苦情申立先

当施設ご利用相談室

- ・窓口担当者：生活相談員
- ・ご利用時間：毎日午前8時30分～午後5時15分
- ・ご利用方法：電話 0868-62-1277 面接 窓口担当者による

11 行政機関その他苦情受付機関

美咲町役場介護保険担当課

- ・所在地 久米郡美咲町原田1735
- ・電話番号 0868-66-1115
- ・受付時間 8:30～17:15

赤磐市役所介護保険担当課

- ・所在地 赤磐市下市344
- ・電話番号 086-955-1116
- ・受付時間 8:30～17:15

他市町村等介護保険 保険者

- ・市町村介護保険担当課

国民健康保険団体連合会

- ・所在地 岡山市北区桑田町17番5号
- ・電話番号 086-223-9101
- ・受付時間 9:00～17:15

岡山県社会福祉協議会

- ・所在地 岡山市北区南方2丁目13-1
- ・電話番号 086-226-3507
- ・受付時間 9:00～17:15

12 協力医療機関

- ・医療機関の名称 医療法人三憲会 柵原病院
- ・院長名 曾根希信
- ・所在地 久米郡美咲町吉ヶ原992
- ・電話番号 0868-62-1006
- ・診療科 内科、外科、小児科、脳神経外科、放射線科

- ・入院設備 ベッド数48床
- ・救急指定の有無 有
- ・契約の概要 当施設と柵原病院とは、利用者の病状に急変があった場合、診療、入院治療を受けることができるよう協力病院としての委託契約を締結しています。

- ・医療機関の名称 石戸歯科医院
- ・院長名 石戸 善一郎
- ・所在地 久米郡美咲町久木275-5
- ・電話番号 0868-62-0381
- ・契約の概要 歯の治療について円滑に受診できますように、協力医院としての委託契約をしています。

1.3 非常災害時の対策

- ・非常時の対応 別途定める「特別養護老人ホーム吉井川荘防災計画」により行います。
- ・近隣との協力関係 美咲町消防団柵原第1分団2部と、非常時の相互の応援を約束しています。
- ・平常時の訓練等 非常災害、風水害、地震等に対処する計画を作成し、年2回以上定期的に避難救出その他必要な訓練を行っております。

・防災設備

名 称	個 数 等
スプリンクラー設備	あ り
非常放送設備	あ り
屋内消火栓	あ り
自動火災報知機設備	あ り
誘導灯	29箇所
非常用電源	あ り
防火扉、シャッター	5箇所
火災通報装置	あ り
漏電通報機	あ り

※カーテン等は、防火性能のあるものを使用しています。

- ・消 防 計 画 等 消防署への届出日：令和3年7月7日
防火管理者：松本 裕文

1.4 当施設ご利用の際に留意いただく事項

- ・来訪・面会
来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に申し出てください。
来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。
- ・外出・外泊
外出・外泊の際には必ず、行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。
- ・嘱託医師以外の医療機関への受診

嘱託医師の指示により、看護職員、生活相談員が対応いたします。

・居室・設備・器具の利用

施設内の居室や設備・器具は、本来の用法に従ってご利用ください。

・喫煙・飲酒

喫煙は決められた場所以外ではお断りします。飲酒は可。

・迷惑行為等

騒音等他の利用者の迷惑になるような行為はご遠慮願います。

また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。

・所持品、現金等の管理

利用者の希望により、施設で管理いたします。

・宗教活動・政治活動

施設内での各々の活動は、ご遠慮ください。

・動物飼育

施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

1 5 虐待防止について

(1) 入所者の人権の擁護及び虐待防止について

虐待防止に関する責任者を選定し、虐待の防止を啓発・普及するための研修を行っております。

○虐待防止に関する責任者

〔 荘 長 〕

○職員又は擁護者（入所者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けた入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村、関係機関へ通報します。

1 6 やむを得ず身体拘束を行う場合の手続

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

1 7 事故発生時の対応

当施設における事故発生時の対応について

- 事故発生時には、入所者の家族、嘱託医師又は協力病院と連携を取りながら適切な対応をします。
- 入所者の家族、市町村、関係機関に対して速やかに連絡・報告等を行います。
- 賠償すべき事故の場合は、損害賠償を速やかに行います。
- 事故発生時の状況を調査分析し、再発防止策を講じるものとする

18 介護サービス情報の公表制度の実施方法等

(1) 情報の公表

① 公表の方法等

事業者は、公表する介護サービス情報について、施設の見やすい場所に掲示するものとする。

また、事業者は、利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、公表する介護サービス情報を添付するものとする。

19 福祉サービス第三者評価事業の実施状況

(1) 第三者評価の実施状況 なし